

八街市水道事業公営企業会計システム導入事業に係る評価基準

1. 目的

この基準は、八街市水道事業公営企業会計システム導入事業の公募型プロポーザルにおける参加者からの提案、機能、価格、その他の条件等を総合的に判断し、八街市水道事業にとって最も有利な者を選定するため、必要な事項を定める。

2. 審査及び選定方法

八街市水道事業にとって最適なシステムを選定するため、予算限度内の見積価格で提案したもののうち、提出した提案書、実施したプレゼンテーション等の内容について以下の評価方法により評価し、総評価点が最も高い事業者を選定する。

3. 選定委員

八街市水道事業公営企業会計システム導入業者選定委員会設置規定（内規）第6条第1項に定める委員とする。

4. 評価方法

評価方法は、技術評価及び価格評価による総合評価とし、以下の方法により一次審査及び二次審査を実施し、受注予定者を選定する。なお、項目ごとの配点は、別表「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により評価する。

（1）一次審査

事務局が、提案者から提出された書類を審査し、「評価基準表」（一次審査）に基づいて審査を行う。参加者が多数の場合は、高い評価を得た提案者を3者選考する。

（2）二次審査

一次審査通過者は、選定委員会において、企画提案書に基づくプレゼンテーション及び各選定委員からの質疑応答により、提案者の対応力や、プレゼンテーション力、その他の評価項目について、「評価基準表」（二次審査）に基づいて審査を行う。実施順は、参加申し込み及び企画提案書等の受付順とする。

なお、本審査は、各選定委員の採点した点数を合計し、採点した選定委員の数で除した数値を審査点とする。小数点以下の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入する。

（3）受注予定者の選定

一次審査及び二次審査における総評価点が、満点に対して60%以上を獲得した提案者のうち、総評価点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

なお、評価点の第1位の提案者が複数いる場合は、「見積及び見積明細書」(デー

タ移行作業費用)」「見積及び見積明細書⑥(システム賃貸借(利用)保守等)」の見積総額が最も低い者を受注予定者として選定する。

また、二次審査までに提案者が1者となった場合であっても、二次審査は実施するものとし、総評価点が満点に対して60%以上を獲得した場合は受注予定者とする。

5. 審査点

(1) 詳細機能要求項目及び帳票類の評価

詳細機能要求項目及び帳票類の審査点は、区分ごとに求める。

ア. 詳細機能要求項目一覧表及び帳票類一覧表の区分ごとに回答結果を以下の式に当てはめ、割合を算出する。

[割合算出式]

$$\frac{\text{各区分、項目の機能要件・帳票要件回答種別ごとの回答数}}{\text{各区分、項目の機能要件・帳票要件数}} \times 100$$

イ. 算出した割合を以下の表に当てはめて、審査点を求める。

①機能要件回答・帳票要件回答「A」の割合合計が80%以上の場合
回答「A」の割合を下表に当てはめて審査点を求める。

審査点	割合
5点	100%
4点	90%以上～100%未満
3点	80%以上～90%未満

②機能要件回答・帳票要件回答「A」の割合合計が80%未満の場合
回答「A」及び「B」の割合を下表に当てはめて審査点を求める。

審査点	割合
3点	100%
2点	90%以上～100%未満
1点	80%以上～90%未満

※なお、必要事項の項目に「◎」のついている機能に関して、提案者に根拠資料の提出を求めているため、根拠資料の提示が無い又は不足している場合は、捏造・虚偽の提案とみなし詳細機能要求項目及び帳票類の審査点を0点とする。

ウ. 算出した審査点に対し、項目ごとの配点を下表に当てはめて合計点を求める。

審査点	合計点
5点	配点×100%
4点	配点×80%
3点	配点×60%
2点	配点×40%
1点	配点×20%
0点	配点×0%

例) 配点20点の項目に対し審査点4点の場合、20点×80%=16点となる。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価

企画提案書については、事務局が記載内容により採点をおこない、プレゼンテーションについては、委員会において各審査員が評価する。

企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、次の式に当てはめ審査点を算出する。また、評価項目ごとの重要性に応じて重要度（1～6）を設定している。（重要度1から6の数字の上昇と重要性は比例している。）

審査点	評価内容
5点	(A)非常に優れた提案
3点	(B)優れた提案
1点	(C)標準的（想定した水準）提案
0点	(D)低い水準または記載がない提案

算出された審査点に対し、重要度（1～6）を乗じ点数を算出する。

例）審査点5点の項目に対し重要度が6の場合、5点×6＝30点となる。

6. 配点

区分ごとの評価点の配点は、別紙「配点表」のとおりとする。

(3) 価格の評価

価格評価の審査点は、導入費用（データ移行）、システム賃貸借費用（保守管理費用含む）のそれぞれの見積価格により評価する。評価にあたっては、以下により算出した数値を審査点とする。ア．導入費用〔満点100点〕

$$100 \times \frac{\text{参加者の最低見積価格}}{\text{当該参加者の見積価格}}$$

※計算途中で生じた小数点以下の数値は、小数点以下第3位で四捨五入し、最終的に算出された審査点は、少数以下第1位を四捨五入する。

イ．システム賃貸借・保守費用〔満点100点〕

$$100 \times \frac{\text{参加者の最低見積価格}}{\text{当該参加者の見積価格}}$$

※計算途中で生じた小数点以下の数値は、小数点以下第3位で四捨五入し、最終的に算出された審査点は、少数以下第1位を四捨五入する。

7. 総評価点の算出方法

一次審査及び二次審査の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値を総評価点とします。小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入する。

8. 最低基準点

総評価の満点（1,000点）の60%（600点）を最低基準点とする。